

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	都道府県指導センターの経営相談員の養成	担当部局・担当課室	医薬・生活衛生局生活衛生課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第57条の9	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>昭和54年の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「法」という。）の改正により、専門的な経営指導体制の充実強化を図り、生活衛生関係営業の発展と公衆衛生の資することを目的とする生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）の制度が創設された。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>法第57条の9第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた全国生活衛生営業指導センターが、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）の経営指導員に対する研修会を実施する。</p>		
事務・事業の目的	都道府県指導センターに置かれた経営指導員の資質・能力の向上を図ることを目的として研修会を実施。		
関連する政策目標等	<p>基本目標Ⅱ</p> <p>安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5</p> <p>生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1</p> <p>生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	別紙のとおり		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>①新任経営指導員研修会：1回（令和3年5月12日～5月14日の3日間）28名参加。</p>		

	<p>②現任経営指導員研修会：1回（令和4年2月17日～2月18日の2日間）47名参加。</p> <p>○事業収入（令和3年度） 特になし</p>
<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等（令和3年度予算）：生活衛生関係営業対策事業費補助金（19,640千円の内数）</p> <p>内容：都道府県指導センターの経営指導員を対象に、生活衛生関係営業を取り巻く現状、経営指導等に必要な知識、組合の運営に必要な知識及び経営悪化に伴う再生支援に必要な知識の習得を目的とした研修会を実施する。</p>
<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>○研修会カリキュラムの見直し等（毎年度）</p> <p>研修会受講者へのアンケートを行うことで受講者の理解度を判定するとともに、次年度の研修会の企画・運営及びカリキュラムに反映させ、人材育成の効果的な実施に努めている。</p> <p>○事業の審査及び評価（毎年度）</p> <p>外部有識者による生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会において、事業の外部評価の実施、評価結果の公開等を行い、政策目的の達成状況の検証と事業の適切かつ効果的な実施を図っている。</p>
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<p>○事務・事業の必要性</p> <p>生活衛生関係営業（全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%）は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、中小零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、知識・経験が豊富な経営指導員による専門的な経営指導を継続的に実施していくことが必要である。</p> <p>そのため、経営指導を行う人材の資質の向上が重要であり、経営指導員に対して適切な研修を行う本事業は必要である。</p> <p>○事務・事業の妥当性</p> <p>研修会受講者へのアンケートを行うことで、受講者の理解度を判定するとともに、次年度の研修会の企画・運営及びカリキュラムに反映させ、人材育成の効果的な実施に努めていることから、事業の実施について妥当である。</p> <p>○事務・事業の有効性</p> <p>生活衛生関係営業に対する専門的な経営指導を行う上で、生活衛生営業に係る行政、経営、税務、融資制度、経済動向、公益法人会計、統計、生活衛生業情報ネッ</p>

	<p>トワークシステムの利用訓練等、様々な分野についての知識が必要であり、研修会の受講により専門的な知識の習得が得られることから、経営指導員の資質・能力の向上に効果的である。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>○指定等を行う妥当性</p> <p>国が単年度契約により研修会の実施を委託するよりも、一定の質を担保するためには生活衛生関係営業全般に関する情報収集、調査研究、相談指導を実施している全国生活衛生営業指導センターが実施したほうが効果的である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p><指定等の基準の妥当性></p> <p>法第57条の10において全国生活衛生営業指導センターが経営指導員等の人材育成を行う旨が規定されており、生活衛生関係営業全般に関する情報収集、調査研究、相談指導を実施している全国生活衛生営業指導センターが指定を受けたことは適切な法人選定が行われていると考える。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性></p> <p>経営指導員の研修会を実施する全国生活衛生営業指導センターについては、研修会実施要領を定め、また毎事業年度の事業計画を作成し、事業開始前に外部有識者による生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会において評価を受けるなど、適正に事業を実施しており、実施主体として適格である。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>特になし</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>

評価結果の 総括 (現状分析 (事務・事 業の評価) と今後の方 向性)	生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を実現するため、専門的な経営指導体制の充実強化を図るためには本事業の実施が不可欠であり、事業の効果的かつ効率的な実施を継続する観点から、引き続き、当該指定法人が本事業を行うものとする。
備考	

別紙

合計 1 法人

- ・公益法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益法人 (1 法人)			
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター	昭和 55 年 4 月	03-5777-0341	特になし